

広島市規則第 13 号

令和 7 年 3 月 11 日

広島市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和 29 年広島市規則第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 児童福祉法第 21 条の 18 第 1 項の規定による勧奨及び支援並びに同条第 2 項の規定による措置に関すること。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。